

令和7年度第4回都市経営会議 令和7年(2025年)6月23日(月)開催

1 令和7年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 建物の譲与及び土地の無償貸与について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 (条件付き) 承認

※ 現在、建物譲与契約及び土地使用貸借契約の最終調整段階であり、月末までに仮契約を締結できた場合に限り、本議会へ提案を行う。

【質疑等】

- ・ (一社)雲雀丘安田邸プロジェクトは「旧安田邸の修復作成計画、建物及び土地の活用のための事業計画を策定し、計画を円滑に進める役割を担う」とあるが、計画策定にあたっては、「旧安田邸(本宅)を修復、再生し活用する」ことが条件の一つとされている。これは、あくまで建物の取り壊しは行わず、耐震改修などを経て、建物を再生させるという意味か。
 - ⇒ 現状の建物を取り壊すことなく修復するという意味である。修復・再生にあたっては、まず、どの程度老朽化が進んでいるかを詳しく調査した上で、どのような修復・再生方法が考えられるか検討する予定である。
 - ・ 具体的な事業計画が示されていないが、いつまでに、どのように決定するのか。
 - ⇒ 事業計画は、基本的には地域住民が立ち上げた(一社)雲雀丘安田邸プロジェクトを中心に考えていただく予定である。地域の方々に、旧安田邸をどのように活用したいかご意見を伺いながら、市と、スポンサーになる(株)古美術 永澤(えいざわ)との三者で契約締結後に協議していく予定である。
 - ・ 事業計画策定の際の条件の一つに「建物及び土地を公共のために活用する」とあるが、どのレベルまでを公共の活用と認めるのか。土地の貸付期間内に建物の修復・再生が終了すれば、そのタイミングで土地の賃貸借契約を締結すると説明があったため、おそらく一定の事業収入が発生する活用までは認めることになると思うが、「公共のための活用」を今後、どのように担保していくのか気になった。
 - また、土地利用に際しては、地区計画上の規制など、何らかの制約はあるか。
 - ⇒ 第一種低層住居専用地域として用途地域に指定されている。自治会館など、地域の方々が利用する使い道なら問題ないが、不特定多数の人が利用する場合は用途地域の規制上、認められない。雲雀丘地区は、地区計画上の用途制限はなかったと記憶している。

- ・ 令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までの期限付きだが、相手方が断念した場合など、期限までに旧安田邸の修復・再生等が完了しなかった場合はどうなるのか。その場合、建物はどのように取り扱うのか。
- ⇒ 相手方の法人は 3 億円まで拠出すると聞いている。宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針では、当初、取り壊しを行う予定であったが、当該法人からの申し出があり、建物を修復・再生する方向性に転換した。万が一、修復・再生ができなかった場合は、再度、取り壊しの方向での意思決定になろうかと思う。
- ・ 建物の修復・再生だけであれば期限内にできるのかもしれないが、その後の利用までを考えると、条件整理に時間を要することも考えられる。良い話であるため、上手く話し合いをしながら、ぜひ実現を目指してほしい。
- ・ 15 年ほど前に遺贈のお話があり、感慨深い。労いの言葉を申し上げたい。過去から取組が続いてきたが、実現には至ってこなかった。このような幸運な出来事が重なった要因としては、本市の政策アドバイザーである平田オリザさんがよく口にされる「文化の自己決定権」にあると思っている。この地域の方々は、厳しい土地利用上の制約で、自らをも強く制約することにはなるが、歴史的な建物を残すことに大変な情熱がある。文化の自己決定権の重要性を改めて感じた次第である。

3 損害賠償の額の決定について

【提 案】 環境部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ ラ・ビスタ宝塚での事故が多いように感じる。同じところで複数回、事故が発生しているのであれば、不注意などの人的要因だけではなく、ごみステーション自体に構造的な問題があるのではないか。
- ⇒ ラ・ビスタ宝塚が特別な事情を抱えているわけではないと認識している。

4 医療・福祉・介護・保健に係る「たからづかモデル」検討会の設置及び

医療・福祉・介護・保健に係る「たからづかモデル」懇話会の開催について

【提 案】 企画経営部（市立病院経営改革担当）

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 懇話会では知識経験者や公募による市民委員から意見を聴取するとあるが、医療・介護・福祉・保健に関する連携等を検討するに当たり、例えば民間の医療機関や介護施設の職員などは知識経験者枠に入るのか。そうでないなら、それらの方々には、どのように意見を聞く予定か。
- ⇒ 知識経験者は医療・介護・福祉・保健に関する専門家に集まっていただく考えであり、

公募による市民委員は広報たからづかで募集する予定である。指摘のあった民間の各施設の関係者からは、別の枠組みで意見をお聞きすることになると考えている。どのような形やタイミングでご意見をお聞きするかは今後検討したい。

・ 懇話会委員の総数は何人か。公募による市民委員の数は、委員総数に応じて定められていたかと思う。予算上、明確にしておくべきではないか。

⇒ 今のところ座長 1 人、知識経験者 5 人、公募による市民委員 2 人の予定である。

・ 庁内検討会の取りまとめはどのように行うのか。新たに取りまとめる内容によっては、過去からの計画が、今までとは違った形になり得ると思う。

また、新たに取りまとめた内容はパブリック・コメントを行うのか。取りまとめたものが完成した後に、基本計画策定に再度着手するのか。

⇒ 昨年 8 月から、新病院の整備基本計画の策定を開始している。元々、医療・介護・福祉・保健に係る連携ネットワークの枠組み検討がなければ、今年 7 月にパブリック・コメントを実施する予定であった。基本部分と個別部分という建て付けにしていたため、まずは基本部分についてパブリック・コメントを行い、その結果を踏まえて個別部分の検討を行い、今年 12 月頃には基本計画が出来上がるというスケジュールで進めていた。しかし今回、連携ネットワークの枠組みを含めて検討することとなったため、一旦その作業を止めている。

今後の流れとしては、庁内検討会で取りまとめた内容を既存の計画に落とし込んでいくことをイメージしている。パブリック・コメントを行うかは、現時点で明確にお答えすることは難しい。

・ 基本計画の完成は年度を跨ぐと考えて良いか。

⇒ 取りまとめがどのような形になるかによる。

・ 健康センターの中に口腔保健センターの機能の一部がある。個別に施設名を列挙いただく必要はないが、付随しているものは、その他に含まれていると考えて良いか。

⇒ 医療・福祉・介護・保健に係る「たからづかモデル」検討会設置要綱の第 3 条に、対象施設を限定列挙している。健康センターに付随する口腔保健センターは、一旦この整理の中で動かしていただきながら、第 3 条第 6 項の「前 5 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施設」として検討するか一度整理させていただきたい。列挙している施設以外が入ってきた際に、明記しておくべきとの意見も出てくると思う。状況によっては設置要綱そのものを見直すことも可能であるため、選択肢から排除しないように検討したい。

5 令和 6 年度（2024 年度）行政評価委員会からの評価・指摘への対応について（報告）

【報告】 企画経営部

【質疑等】 なし

6 宝塚市行財政経営方針 改訂版（案）に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ パブリック・コメントに関して情報共有させていただく。現在、先行してパブリック・コメントの手続を行っている計画があるが、手続に際して、ご意見を頂戴した。具体的には、兵庫県電子申請共同運営システム（通称：e-ひょうご、自宅や職場など身近な場所からインターネットを通じて行政手続ができるサービス）では、計画に対する意見を直接入力できるが、市のホームページはそのような作りとなっていないため、見直してきるのであれば利便性が向上するのではとのご意見であった。直ちに対応できるものではないと思うが、共有させていただく。

⇒ 取り急ぎ、市ホームページのパブリック・コメントの意見募集ページに、e-ひょうごへの外部リンクを貼らせていただく。